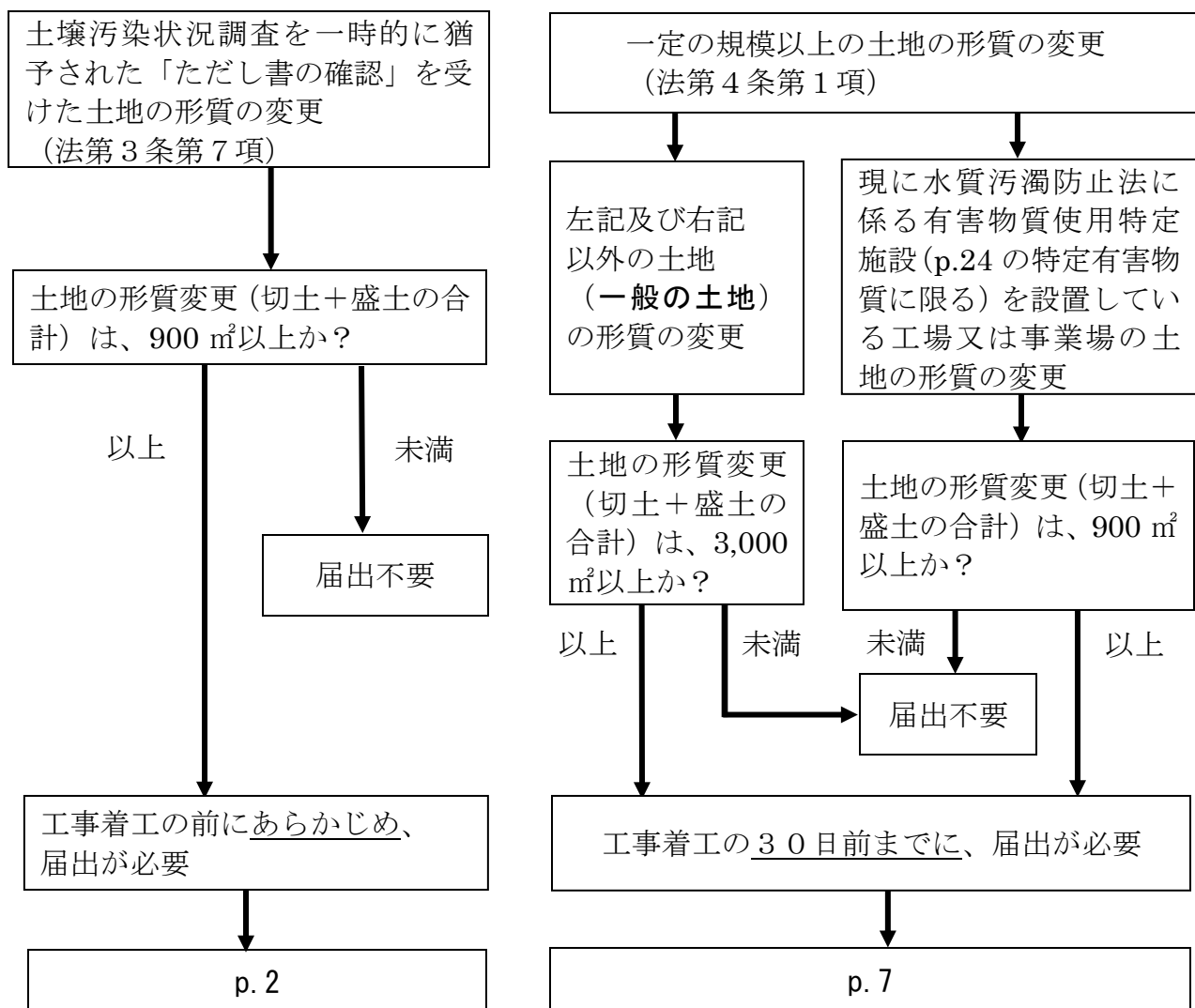


## 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第7項又は第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、事前に知事（熊本市域においては、熊本市長）へ届出が必要です。

本要領に届出の実務上必要な事項をとりまとめましたので、届出者は本要領に従って届出の手続きを進めてください。

### 【届出の種類と手続きフロー】



※ 届出先については、「4 提出等の窓口について (p. 13)」をご覧ください。

※ 様式記入例や添付資料の作成例については、p. 17～p. 26をご覧ください。

## 1 「ただし書の確認」を受けた土地の形質の変更（法第3条第7項）

### （1）届出の対象について

有害物質使用特定施設の使用廃止時（当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる場合を含む。）における土壤汚染状況調査を一時的に猶予された、「ただし書の確認」を受けた土地における900㎡以上の土地の形質の変更が対象となります。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為（いわゆる掘削と盛土）全般をいいます。土地の形質の変更に該当する行為の例はp.14を参照してください。

※ 次のいずれかに該当する場合は届出不要です。（法第3条第7項、法施行規則第21の4）

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して900㎡以上となる場合には、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象としてください。

① 土地の形質の変更が盛土のみの場合

（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。

② 次の3点いずれにも該当しない行為

- ・ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ・ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

（注）土地の形質の変更の対象となる土地に1箇所でも深さ50cm以上の掘削がある場合は、深さに関係なく、土地の形質の変更の対象となる土地全体（掘削・盛土区画全体）が届出対象となります。

③ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる土地の形質の変更

④ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（緊急を要し、やむを得ない行為であること）

## (2) 届出義務者

届出義務者は、ただし書の確認に係る「土地所有者等」です。「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し土壌汚染状況調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、「**土地所有者**」が該当します。

なお、土地が共有地である場合は、共有者のすべてが該当します。

## (3) 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日までに、あらかじめ届け出なければなりません。

届出を行うと、知事が掘削範囲に対して必ず土壌汚染状況調査及びその結果の報告の命令を行いますので、調査や行政手続等に相当の期間を要することを想定して、**土地の形質の変更の予定日より充分前に届け出てください。**（法第3条第8項）

## (4) 届出に必要な書類

### ① 届出書（記載例 p. 17）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）（法施行規則第21条の2）

「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」が多数ある場合には、別紙地番一覧表を作成してください。（記載例 p. 20）

### ② 添付書類

必要な書類は次のアからオまでの書類です。提出の際にはアからオの順序に並べてください。

#### ア 工場、事業場の敷地全体がわかる地図（作成例 p. 21）

土地の形質の変更の場所を図示してください。

#### イ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図、立面図、断面図）（作成例 p. 22）

土地の形質の変更をしようとする範囲を明示し、掘削範囲と盛土範囲を区別して表示してください。また、掘削深さが分かる図面を作成してください。

なお、建築物内部の間取りに関する資料を添付する必要はありません。

#### ウ 公図（字図）の写し（コピー可）

土地の形質の変更の範囲を赤線などで示してください。

公図の写しの枚数が多い場合には、土地の形質の変更の範囲全体の地番が分かる

ように、原則として公図を元にして1枚にまとめた公図集合図を作成してください。

なお、公図を元にした公図集合図を提出する場合や公図集合図を重ね合わせた「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を提出する場合には、公図の写しを添付する必要はありません。

ただし、審査段階で、必要に応じて公図の写しの提出を追加で求める場合があります。

## エ 登記事項証明書の写しなど土地所有者等が確認できるもの（コピー可）

登記事項要約書やインターネット登記情報提供サービスにより取得したのものも利用できます。

なお、登記事項証明書の写しなどを元に土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表を作成している場合には、登記事項証明書の写しなどを添付する必要はありません。

ただし、審査段階で、必要に応じて登記事項証明書の写しの提出を追加で求める場合があります。

※（4）①により、土地の形質の所在地の地番一覧表（記載例 p. 20）を作成しており、土地所有者の住所及び氏名並びに元となる書類情報が確認できる場合は、添付する必要はありません。

## オ 工事の工程表（作成例 p. 26）

当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。

### （5）届出部数

届出部数は2部です。

- ・ 副本の返却を希望する場合は、3部提出してください。
- ・ 電子データによる届出を希望する場合には、管轄保健所にご相談ください。

### （6）届出先

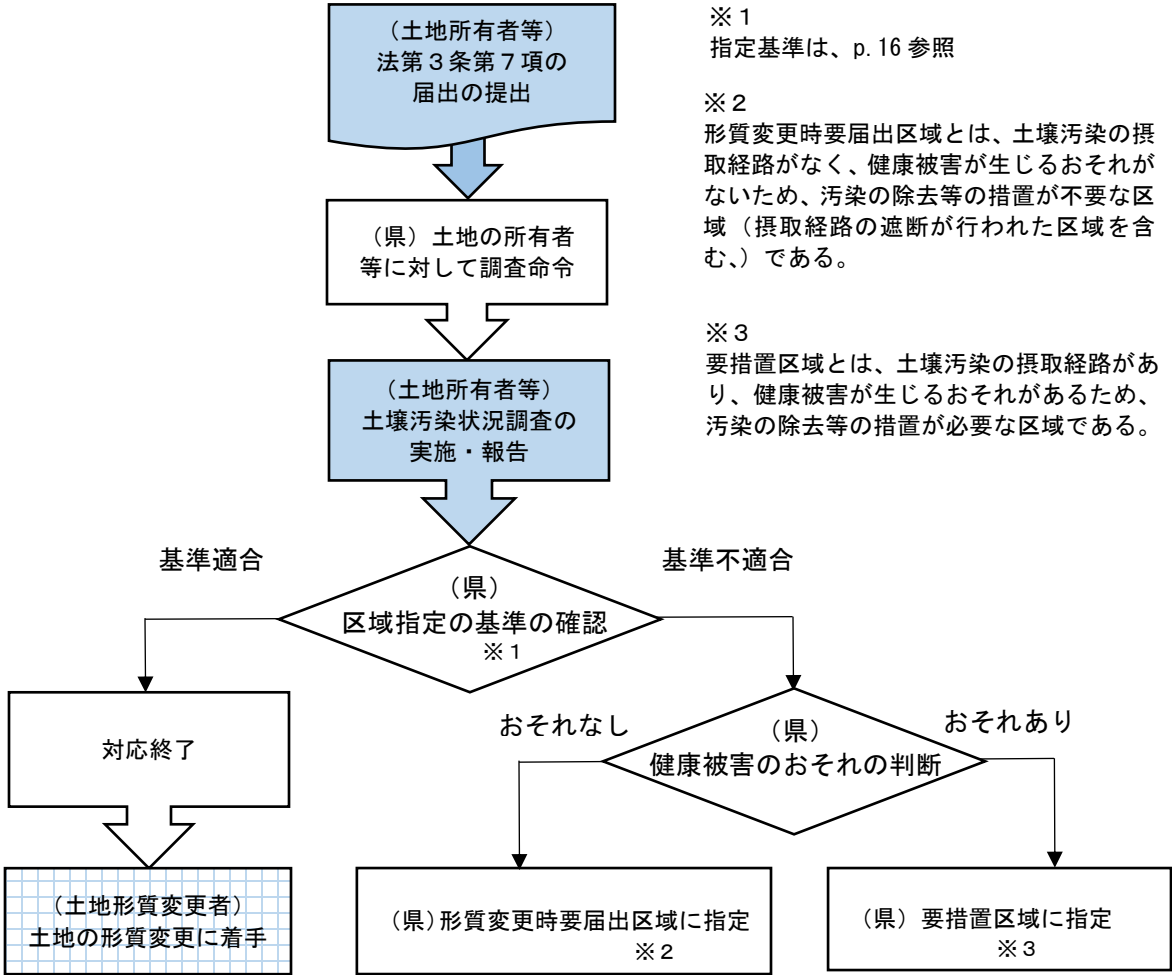
「4 提出等の窓口について（p. 13）」をご確認ください。

### （7）届出後の流れ

知事は、届出を受けた場合、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、土地所有者等に対し、指定調査機関により調査させてその結果を報告すべき旨を命令します。

なお、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から、当該命令が行われる前に指定調査機関に調査をさせた結果が当該命令の発出後に提出された場合であって、当

該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができます。



法第3条第7項の届出後のフロー図

## 法第3条第7項の届出に係るチェックリスト

届出者名:  
担当者名:工事内容(通称):  
連絡先TEL:

NO.	届出書、添付書類	資料内容確認	チェック欄	
			届出者	県
1	届出書(鑑) 様式六	ただし書の確認に係る「土地所有者等」が届出者か。		
		調査や行政手続等に相当の期間を要することを想定して、土地の形質の変更に着手する予定日より充分前の届け出になっているか。		
		・「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」に漏れはないか。 ・土地の形質の変更の対象となる範囲が一部である所在地(地番)については、「～の一部」と記載しているか。 ・対象地番が多い場合には、別紙一覧表を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		土地の形質の変更の対象となる土地の面積は、盛土範囲と切土範囲の面積の合計になっているか。		
		形質の変更に係る部分の深さは「最大掘削深さ」を記入しているか。		
2	工場、事業場の敷地全体がわかる地図	土地の形質の変更の範囲を示しているか。		
3	土地の形質の変更の場所を示した図(盛土、切土(掘削)の区別を図示した平面図、立面図、断面図) ※工事図面等を加工したもので可	現況地盤面を掘削した後に盛土する範囲は「掘削範囲」として示しているか。(例: 抜根や鋤取り等の整地をした後に盛土を行う場合)		
		盛土した後に現況地盤面を超える掘削を行った範囲は「掘削範囲」として示しているか。(例: 盛土後に現況地盤面よりも深い位置まで杭打ちをする場合)		
		断面図には掘削深さを示しているか。(特に掘削最大深さ)注)杭打ちは掘削行為に該当する。		
4	公図(字図)の写し コピー可	・土地の形質の変更の範囲を示しているか。 ・公図が複数枚になる場合には、公図を元にして1枚にまとめた公図集合図を作成しているか。 なお、公図を元にした公図集合図を提出する場合や公図集合図を重ね合わせた「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を提出する場合には、公図の写しを添付する必要はありません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	登記事項証明書の写しなど土地所有者等が確認できる書類 コピー可	登記事項要約書や登記情報提供サービスで取得した情報でも可。 なお、登記事項証明書の写しなどを元に土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表を作成している場合には、登記事項証明書の写しなどを添付する必要はありません。 提出書類( )		
6	工事工程表(様式任意)	予定日より前に土地の形質の変更を行う工程はないか?		

## 2 一定の規模以上の土地の形質の変更に係る届出（法第4条第1項）

### （1）届出の対象

#### ① 一般の土地

3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更が対象となります。

#### ② 現に有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の敷地

900 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更が対象となります。

「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為（いわゆる掘削と盛土）全般をいいます。土地の形質の変更に該当する行為の例は p. 14 を参照してください。

同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000 m<sup>2</sup>以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900 m<sup>2</sup>以上）となる場合には、まとめて一つの土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象としてください。

ただし、事業の計画が数年にわたるなどの理由で、一度に計画全区域について届出を提出することが困難な場合には、工区ごとや用地取得が完了した区域ごと、同意書のとりまとめが完了した区域ごとなどで分割して届け出することもできます。

なお、分割して届け出る場合には、それぞれの土地の形質の変更の面積が届出対象面積未満の場合でも届出が必要ですので、届出漏れがないように注意してください。

（分割して届け出る場合のイメージ）

届出① 3,500 m <sup>2</sup>	届出② 700 m <sup>2</sup>	届出③ 4,000 m <sup>2</sup>	届出④ 2,500 m <sup>2</sup>	届出⑤ 5,000 m <sup>2</sup>
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

一つの土地の形質の変更（15,700 m<sup>2</sup>）

次のいずれかに該当する場合は届出不要です。（法第4条第1項第3号、法施行規則第25条）

- ① 土地の形質の変更が盛土のみの場合  
（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ② 次の3点いずれにも該当しない行為
  - ・ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ・ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。（注）土地の形質の変更の対象となる土地に1箇所でも深さ50cm以上の掘削がある場合は、深さに関係なく、土地の形質の変更の対象となる土地全体（掘削・盛土区画全体）が届出対象となります。
- ③ 農業を営むために通常行われる行為（種を蒔いてから収穫するまで）で、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ区域外へ搬出しないもの。
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないもの。
- ⑤ 鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更
- ⑥ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（緊急を要し、やむを得ない行為であること）

## （2）届出義務者

届出義務者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。具体的には、当該工事の施工に関する計画の内容を決定する者（計画決定権者）が該当します。

（例1）土地所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

（例2）工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

## （3）届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出なければなりません。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

## （4）届出に必要な書類

### ① 届出書（記載例 p. 18 又は p. 19）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）（法施行規則第23条第1項）



「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」が多数ある場合には、別紙地番一覧表を作成してください。（記載例 p. 20）

## ② 添付書類

必要な書類は次のアからクまでの書類です。提出の際にはアからクの順序に並べてください。

### ア 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図（作成例 p. 21）

1：3,000～15,000 程度の縮尺とし、土地の形質の変更の範囲を示してください。

### イ 有害物質使用特定施設の設置場所を示す図（作成例 p. 23）

有害物質使用特定事業場の場合のみ提出してください。

### ウ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図、立面図、断面図）（作成例 p. 22）

土地の形質の変更をしようとする範囲を明示し、掘削範囲と盛土範囲を区別して表示してください。また、掘削深さが分かる図面を作成してください。

なお、建築物内部の間取りに関する資料を添付する必要はありません。

### エ 公図（字図）の写し（コピー可）

土地の形質の変更の範囲を赤線などで示してください。

公図の写しの枚数が多い場合には、土地の形質の変更の範囲全体の地番が分かるように、原則として公図を元にして1枚にまとめた公図集合図を作成してください。

なお、公図を元にした公図集合図を提出する場合や公図集合図を重ね合わせた「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を提出する場合には、公図の写しの添付を省略できます。

ただし、審査段階で、必要に応じて公図の写しの提出を追加で求める場合があります。

### オ 登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書類

※（4）①により、土地の形質の所在地の地番一覧表（記載例 p. 20）を作成しており、土地所有者の住所及び氏名並びに元となる書類情報が確認できる場合は、添付する必要はありません。

#### （例1）登記事項証明書（コピーでも可）

登記事項要約書やインターネット登記情報提供サービスにより取得したもの

も利用できます。

(例2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表 (記載例 p. 20)

登記事項証明書の写しなどを元に、土地の所在地の地番、土地所有者の住所及び氏名を記載してください。また、元となる書類情報を記載してください。

なお、登記事項証明書の写しなどを添付する必要はありません。

ただし、審査段階で、必要に応じて登記事項証明書の写しの提出を追加で求める場合があります。

(例3) その他の書類

土地の所有者、管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書、土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書、公共施設の占有許可証等が想定されます。

**カ 土地利用履歴書** (作成例 p. 25)

有害物質使用特定施設設置の有無に関係なく、これまでにその土地で使用等された特定有害物質による土壌汚染のおそれを推定するため、あらかじめ土地所有者等や近隣住民等から可能な範囲で聴き取りを行い、本書を作成してください。

なお、過去から現在に至るまで山林であるなど、利用履歴が明らか場合には、過去にさかのぼった航空写真などでも構いません。

**キ 工事工程表** (作成例 p. 26)

当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。

**(5) 自主調査結果の提出について**

法第4条第2項の規定により、法第4条第1項の届出に併せて土壌汚染状況調査結果報告書(様式第七)を提出することができます。

提出する際には、調査を行うことに対する土地の所有者等の全員の同意を証する書類を添付してください。この同意を証する書類は、土地の形質の変更の同意を証する書類とは法の趣旨が異なりますので、別途、書類を作成してください。(記載例 p.21)

なお、土壌汚染状況調査の結果を提出しようと考えている場合には、事前に管轄保健所にご相談ください。

**(6) 届出部数**

届出部数は2部です。

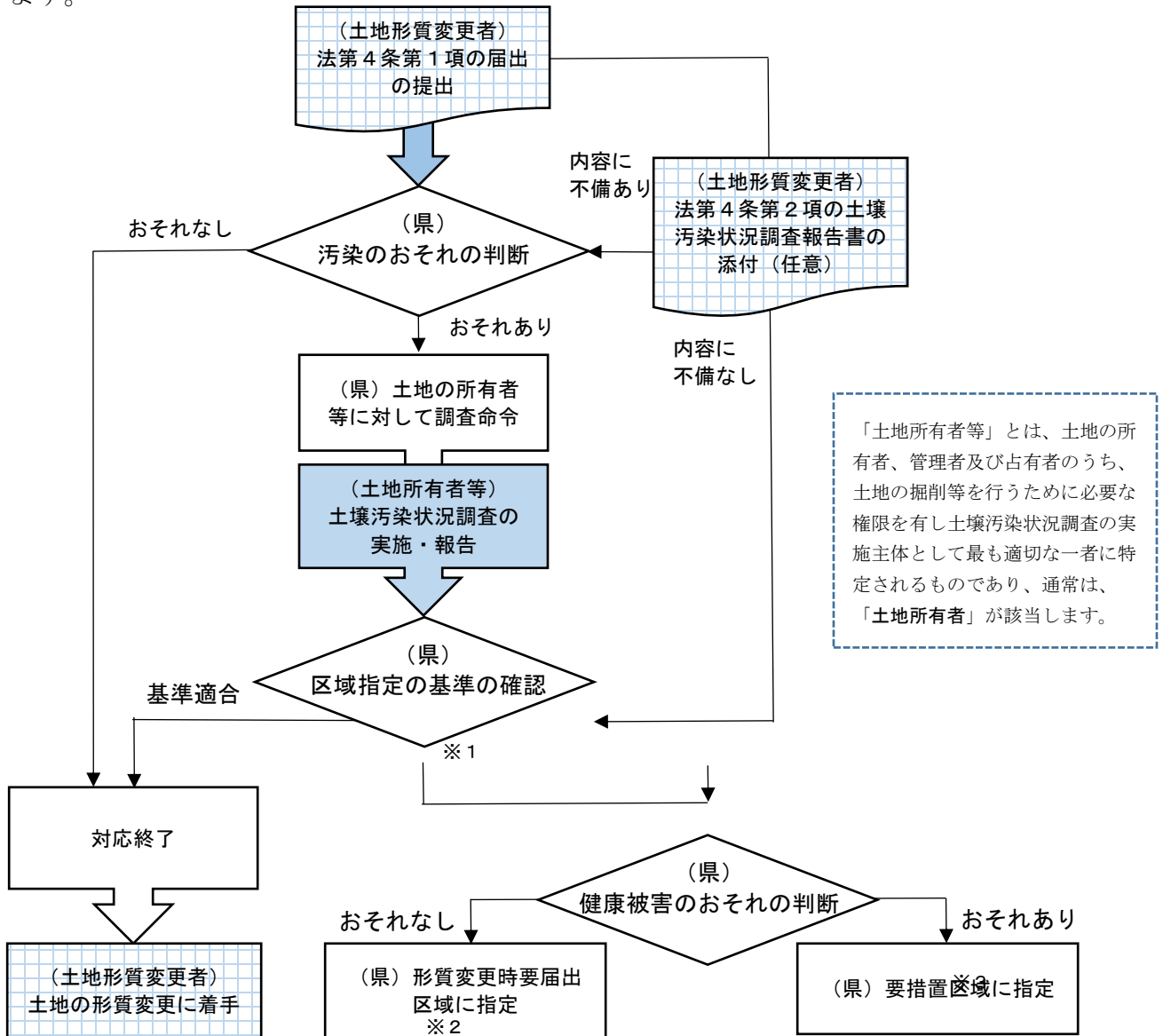
- ・ 副本の返却を希望する場合は、3部提出してください。
- ・ 電子データによる届出を希望する場合には、管轄保健所にご相談ください。

(7) 届出先

「4 提出等の窓口について (p.13)」をご確認ください。  
令和6年3月1日からオンラインによる届出も受け付けています。

(8) 届出後の流れ

知事は、届出を受けた場合、その土地が特定有害物質により汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準 (p.16参照) に該当すると認めるときは、土地所有者等に対し、指定調査機関により調査させてその結果を報告すべき旨を命令します。



法第4条第1項の届出後のフロー図

※1 指定基準は、p.16 参照

※2 形質変更時要届出区域とは、土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）である。

※3 要措置区域とは、土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域である。

## 法第4条第1項の届出に係るチェックリスト (令和4年7月改定)

届出者名: 担当者名:		工事内容(通称): 連絡先TEL:		
NO.	届出書、添付書類	資料内容確認等	チェック欄	
			届出者	県
1	届出書(鑑) 様式六	土地の形質の変更をしようとする者(計画の決定権者)が届出者か。		
		土地の形質の変更を行う30日前までの届出か。		
		・「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」に漏れはないか。 (里道や水路が含まれる場合は、それらも記載すること)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・土地の形質の変更の対象となる範囲が一部である地番については、「～の一部」と記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・対象地番が多い場合には、別紙一覧表を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図	土地の形質の変更の対象となる土地の面積は、盛土範囲と切土範囲の面積の合計になっているか。		
		形質の変更に係る部分の深さは「最大掘削深さ」を記入しているか。		
3	有害物質使用特定施設の設置場所を示した図	3千分の1～1万5千分の1程度の縮尺か。 土地の形質の変更の範囲を示しているか。		
4	土地の形質の変更の場所を示した図(盛土、切土(掘削)の区別を図示した平面図、立面図、断面図)  ※工事図面等を加工したもので可	有害物質使用特定事業場の場合のみ添付する。		
		現況地盤面を掘削した後に盛土する範囲は「掘削範囲」として示しているか。(例: 抜根や鋤取り等の整地をした後に盛土を行う場合)		
		盛土した後に現況地盤面を超える掘削を行った範囲は「掘削範囲」として示しているか。(例: 盛土後に現況地盤面よりも深い位置まで杭打ちをする場合)		
		平面図に示された土地の形質の変更の範囲に漏れはないか。 (都市計画法等の開発区域とは必ずしも一致しない。例: 乗入工事や上下水道の接続、電気関係の工事等に伴う公道部分の形質変更範囲も土地の形質の変更の範囲に含める。)		
5	公図(字図)の写し コピー可	※漏れがある場合、届出書の「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」及び「その面積」の修正についても確認すること。		
		断面図には掘削深さを示しているか。(特に掘削最大深さ) 注) 杭打ちは掘削行為に該当する。		
6	登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書類	・土地の形質の変更の範囲を示しているか。 ・公図の写しの数枚が多い場合には、公図を元にして1枚にまとめた公図集合図を作成しているか。 なお、公図を元にした公図集合図を提出する場合や公図集合図を重ね合わせた「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を提出する場合には、公図の写しを添付する必要はありません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		①登記事項証明書(コピーでも可) 登記事項要約書や登記情報提供サービスで取得した情報でも可。 ②土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表 登記事項証明書の写しなどを元に作成しているもの。元となる書類情報を記載ください。登記事項証明書の写しなどを添付する必要はありません。 (必要事項: 土地の地番、土地所有者の住所及び氏名、元となる書類情報) ③その他の書類 ・土地の売買契約書 ・土地の形質の変更の工事における請負契約書 ・同意書 ・公共施設の占有許可証 ・上記以外の提出書類 ( )	( ) ①、② 又は③	
7	土地利用履歴書 (様式任意)	①登記事項証明書にある地目を転記しているだけになっていないか。 ・特定有害物質の使用、製造、保管、飛散、流出及び地下浸透の観点で土地の利用履歴を記載しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	工事工程表(様式任意)	予定日より前に土地の形質の変更を行う工程はないか。		

### 3 提出等の窓口について

届出書の提出先は、土地の形質の変更の対象となる土地の所在地を所管する保健所です。熊本市域に係る土地の形質の変更の届出は、熊本市水保全課にお問い合わせください。

- ・工事区域が2保健所以上に及ぶ場合は、主たる工事区域の所管保健所に届け出てください。
- ・工事区域が熊本市域に及ぶ場合は、熊本県と熊本市にそれぞれ届け出てください。

#### (1) 提出先（届出窓口）一覧

保健所	管轄地域	電話番号	保健所 所在地(書面での提出)
			オンラインによる届出※
宇城	宇土市 宇城市 下益城郡美里町	0964-32-0598	宇城市松橋町久具 400-1
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498388">https://logoform.jp/form/x4b6/498388</a>
有明	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町・和水町・玉東町・南関町	0968-72-2184	玉名市岩崎 1004-1
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498349">https://logoform.jp/form/x4b6/498349</a>
山鹿	山鹿市	0968-44-4121	山鹿市山鹿 1026-3
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498366">https://logoform.jp/form/x4b6/498366</a>
菊池	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町	0968-25-4135	菊池市隈府 1272-10
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498370">https://logoform.jp/form/x4b6/498370</a>
阿蘇	阿蘇市 阿蘇郡小国町・南小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村	0967-24-9035	阿蘇市一の宮町宮地 2402
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498375">https://logoform.jp/form/x4b6/498375</a>
御船	上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町	096-282-0016	御船町辺田見 396-1
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498384">https://logoform.jp/form/x4b6/498384</a>
八代	八代市 八代郡氷川町	0965-33-3198	八代市西片町 1660
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498393">https://logoform.jp/form/x4b6/498393</a>
人吉	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木村・相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・湯前町・水上村	0966-22-3107	人吉市西間下町 86-1
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498400">https://logoform.jp/form/x4b6/498400</a>
水俣	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町	0966-63-4104	水俣市八幡町 3-2-7
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/433505">https://logoform.jp/form/x4b6/433505</a>
天草	天草市 上天草市 天草郡苓北町	0969-23-0299	天草市今釜新町 3530
			<a href="https://logoform.jp/form/x4b6/498409">https://logoform.jp/form/x4b6/498409</a>

※ オンラインによる届出の添付ファイルは、1ファイル10MB、全ファイルで100MBが上限。  
 ファイル容量が上記より大きい場合は、ファイル容量の縮小、又は書面での提出をお願いします。

<問い合わせ先>

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局環境保全課 電話 096-333-2271

(2) 土壤汚染対策法の政令市

機関名	所在地	電話番号	管轄地域
熊本市水保全課	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2436	熊本市

(参考1) 土地の形質の変更(盛土・掘削(切土))に該当する行為の例

盛土に該当する行為(例)

- ・砂利、縁石等の敷設、道路舗装
- ・掘削土壌の一時仮置き

掘削に該当する行為(例)

- ・道路路盤材の撤去
- ・建築物や工作物の基礎、縁石、側溝、配管等の敷設及び撤去に伴う掘削
- ・鋤取りなどの整地、伐根(伐採は含まない。)、段切り
- ・電柱の設置、杭打ち、地盤改良、矢板打設、
- ・埋蔵文化財調査に伴う掘削

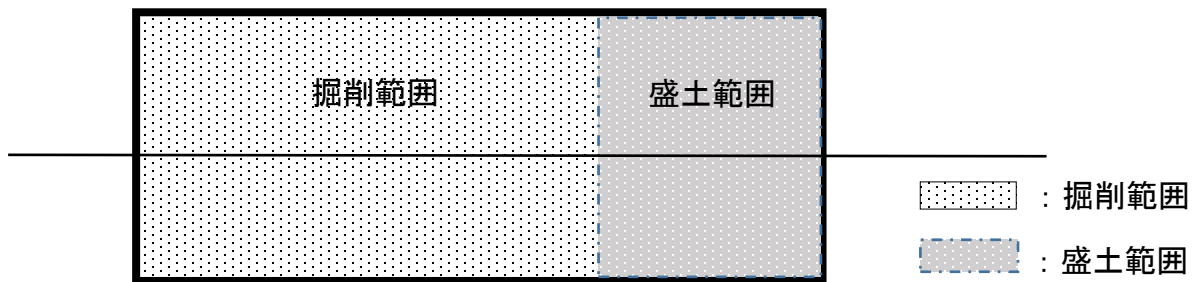
土地の形質の変更には該当しない行為(例)

- ・原地盤の形質を変更しない行為  
 例) 路盤材を残したまま、アスファルト部分だけを削り取る行為  
 なお、この後、再度、アスファルトを敷設する行為も土地の形質の変更には該当しません。
- ・港湾、河川等の浚渫(ただし、浚渫土を砂浜等に盛る行為は盛土に該当する。)

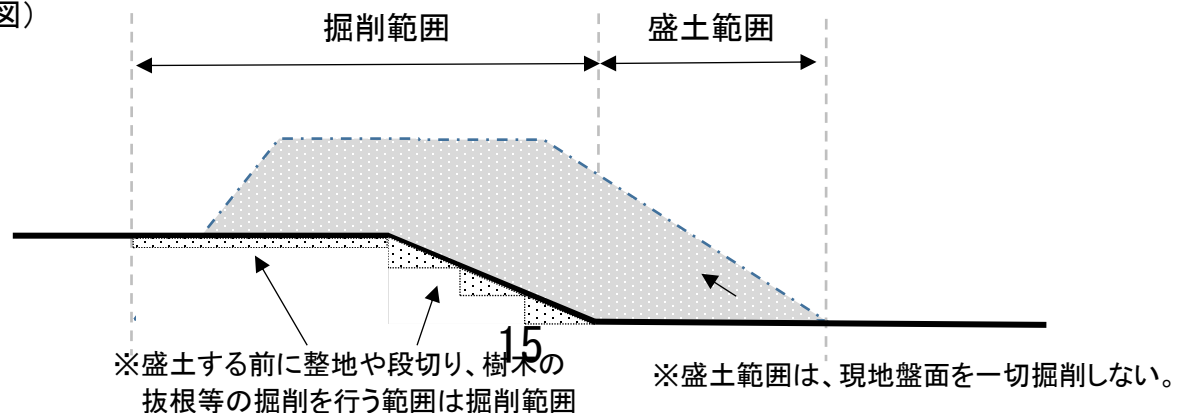
(参考2) 掘削と盛土が重複する場合の考え方

現地盤面を1cmでも掘削する範囲は、掘削範囲とします。  
 そのため、現地盤面に対して掘削を行ってから盛土する範囲は掘削範囲となります。  
 また、先に盛土を行った後、杭打ちなどによって現地盤面より深く掘削する範囲も、掘削範囲とします。

(平面図)



(断面図)



### (参考3) 汚染のおそれを判断する基準について

土壤汚染のおそれを判断する基準については、法施行規則第26条により、次のとおり定められています。

次のいずれかの基準に該当すること。

- ①土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ⑤②～④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。



## (参考4) 特定有害物質及び指定基準

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
四塩化炭素	(揮発性有機化合物) 第一種特定有害物質	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L 以下	
ジクロロメタン		0.02 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン		0.01 mg/L 以下	
ベンゼン		0.01 mg/L 以下	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		0.002 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物		(重金属等) 第二種特定有害物質	
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下		250 mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと		遊離シアン 50 mg/kg 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと		水銀 15 mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		150 mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		150 mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下		150 mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		4,000 mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下		4,000 mg/kg 以下
シマジン	(農薬等) 第三種特定有害物質	0.003 mg/L 以下	
チウラム		0.006 mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.02 mg/L 以下	
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	
有機燐化合物		検出されないこと	

**【記載例1】 ただし書の確認を受けた土地(法第3条第7項)**

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

※調査や行政手続き等に相当の期間を要することを想定して、  
土地の形質の変更の着手予定日より充分前に届出

届出者 ※3条ただし書の確認に係る土地所有者等  
〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

※該当しない条項に取消線を引く

土壤汚染対策法<sup>第3条第7項</sup>~~第4条第1項~~の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇字〇〇1番1の一部 ※地番の一部を掘削する場合は、地番末尾に「の一部」と記載 ※筆数が多い場合は、別紙地番一覧表を作成	
土地の形質の変更の場所	別図1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	1,000㎡ 最大深さ 3.0m 詳細は別図2及び別図3のとおり ※掘削範囲と盛土範囲の合計面積を記載 ※最大深さは最大「掘削」深さを記載	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 熊本工場
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	〇〇市〇〇字〇〇1番1外〇筆 (別紙のとおり) ※筆数が多い場合は、別紙を作成
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	/
	有害物質使用特定施設の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

## 【記載例2】 一般の土地(法第4条第1項)

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

## 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

※土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

届出者 ※施工内容の決定者(計画決定権者)

〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

※該当しない条項に取消線を引く

第3条第7項  
第4条第1項

土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇字〇〇1番1外〇筆及び里道、水路別紙のとおり ※地番の一部を掘削する場合は、地番末尾に「の一部」と記載 ※筆数が多い場合は、別紙地番一覧表を作成
土地の形質の変更の場所	別図1のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,600㎡ 最大深さ 3.0m 詳細は別図2及び別図3のとおり ※掘削範囲と盛土範囲の合計面積を記載 ※最大深さは最大「掘削」深さを記載 ※分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積を記載 (例) 全体面積 〇〇〇〇.〇㎡ 今回提出面積 〇〇〇〇.〇㎡
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

**【記載例3】 現に有害物質使用特定施設を設置している工場又は事業場の土地(法第4条第1項)**  
様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

※土地の形質の変更に着手する日の30日前まで  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 様

届出者 ※施工内容の決定者(計画決定権者)  
〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号  
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

※該当しない条項に取消線を引く

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次  
のとおりに届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇字〇〇1番1の一部 ※地番の一部を掘削する場合は、地番末尾に「の一部」と記載 ※筆数が多い場合は、別紙地番一覧表を作成	
土地の形質の変更の場所	別図1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	1,000㎡ 最大深さ 3.0m 詳細は別図2及び別図3のとおり ※掘削範囲と盛土範囲の合計面積を記載 ※最大深さは最大「掘削」深さを記載	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称  工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 熊本工場
	有害物質使用特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 ※種類が多い場合は、別表を作成(p.23)
	有害物質使用特定施設の設置場所	別図4のとおり
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物 ※種類が多い場合は、別表を作成(p.23)

○添付資料作成例

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表

土地の形質の変更の所在地が複数の地番となる場合には、以下に示すような地番一覧表を作成し、別紙地番一覧表として添付してください。

(別紙)

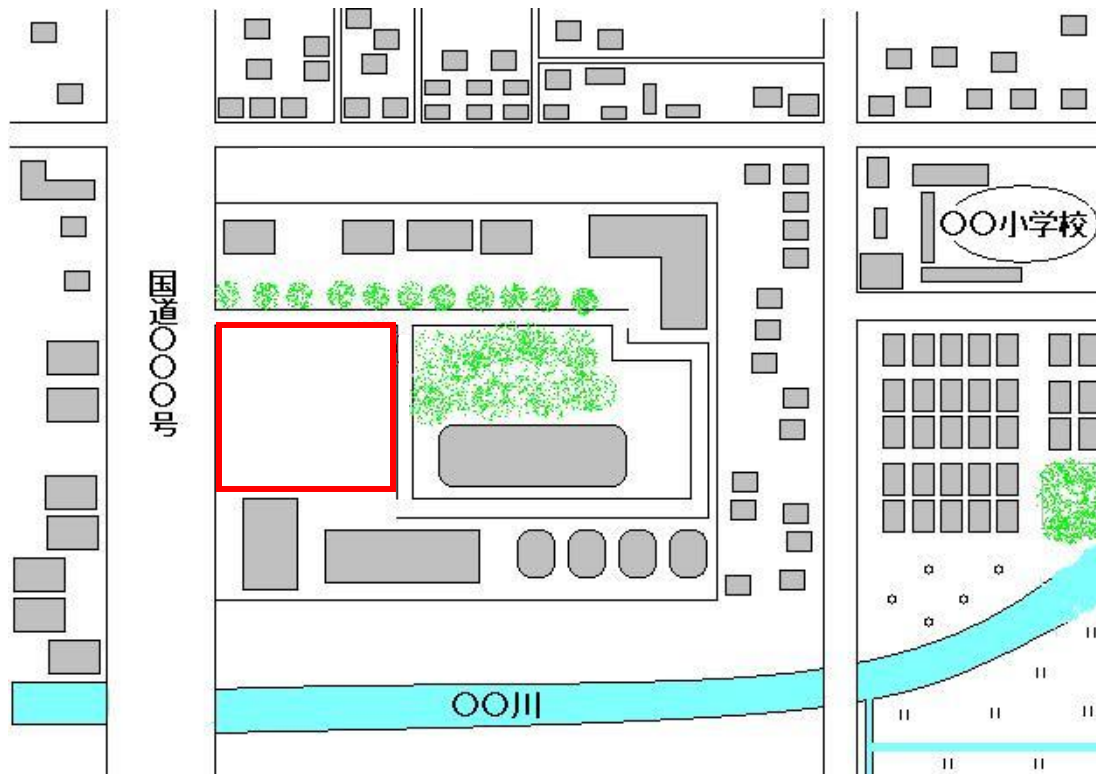
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表 (記載例)

	土地 (地番)	土地所有者の住所	土地所有者の氏名
1	〇〇市〇〇字〇〇1番 1	〇〇県〇〇市〇〇□番8	△△ △△
2	〇〇市〇〇字〇〇1番 2	〇〇県〇〇市〇〇□番9	△△ △△△
3	〇〇市〇〇字〇〇1番 3の一部  ※土地の形質の変更を地番の一部しか行わない場合は、「の一部」と記載してください。	〇〇県〇〇市〇〇□番6  〇〇県〇〇市〇〇□番1  ※土地所有者が複数いる場合には、すべての所有者について記載してください。	×× ××  ●● ●●
	.....	.....	.....
9	里道		〇〇市
10	水路		〇〇市

令和〇年〇月〇日付けで発行された (登記事項証明書)・登記事項要約書・登記情報提供サービスからの取得情報) から転記した内容に相違ありません。

図 1

- ・ 法第 3 条第 7 項（猶予された土地）：工場・事業場の敷地の全体図
- ・ 法第 4 条第 1 項：土地の形質の変更をしようとする土地の所在地の地図  
（1：3,000～15,000 万程度の縮尺のもの）




 : 土地の形質の変更を行う場所

図2 土地の形質の変更の場所を明示した図面（平面図の例）

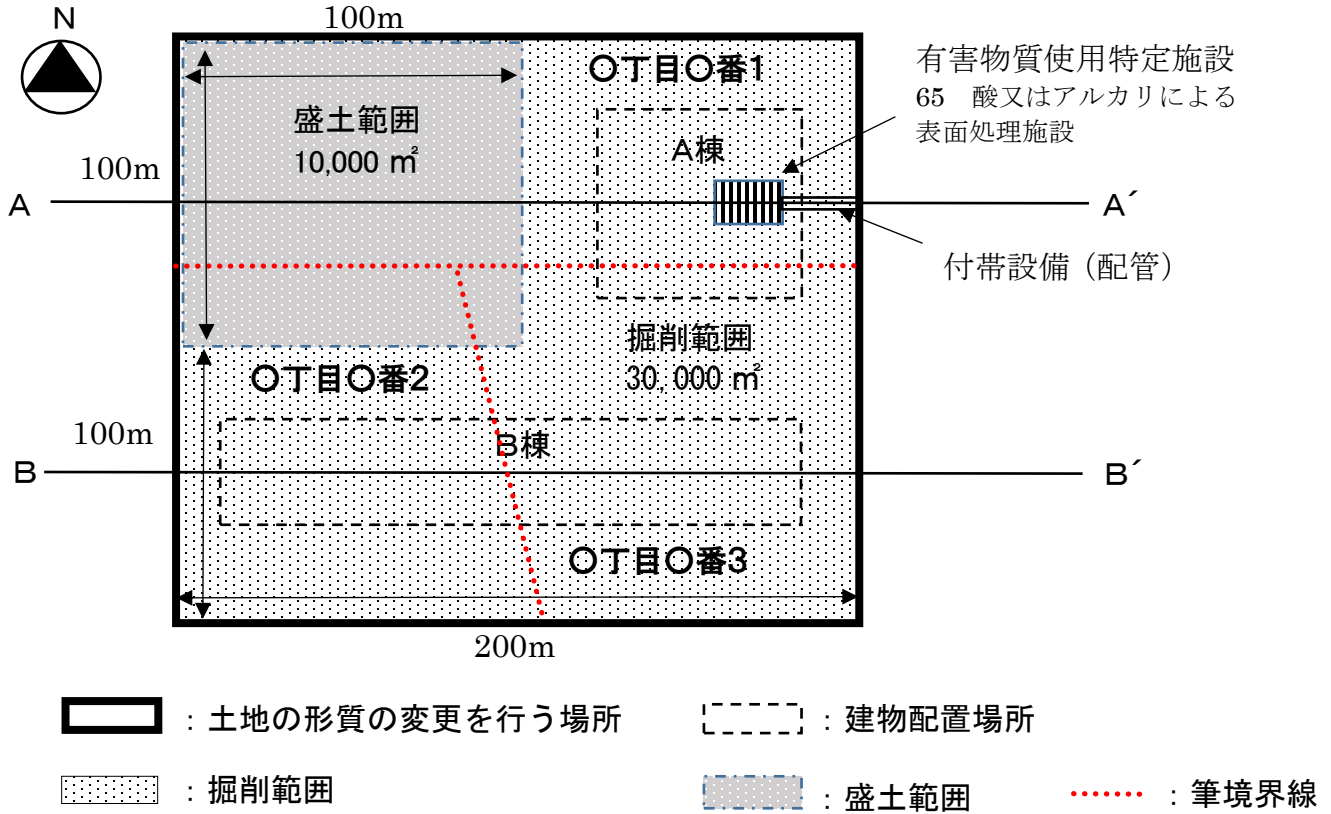


図3 土地の形質の変更の場所を明示した図面（立面図及び断面図の例）

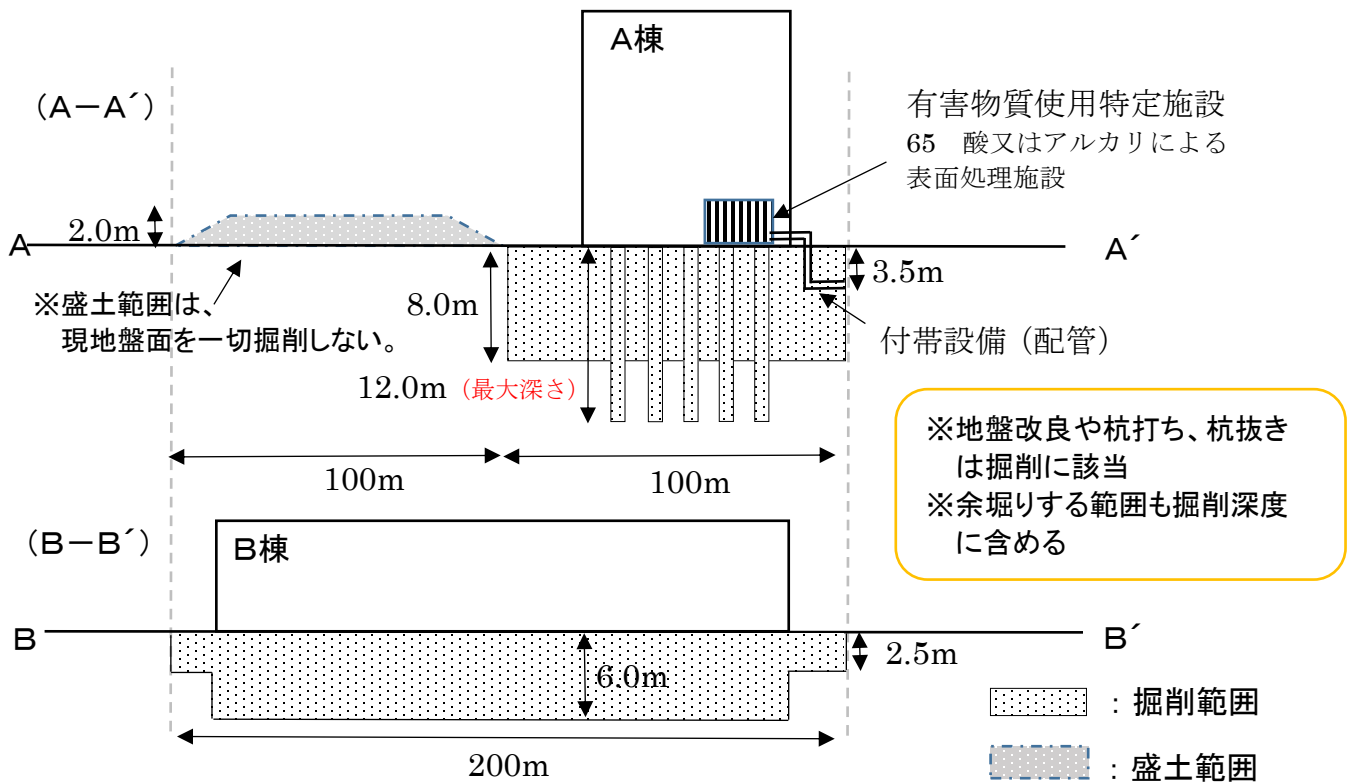
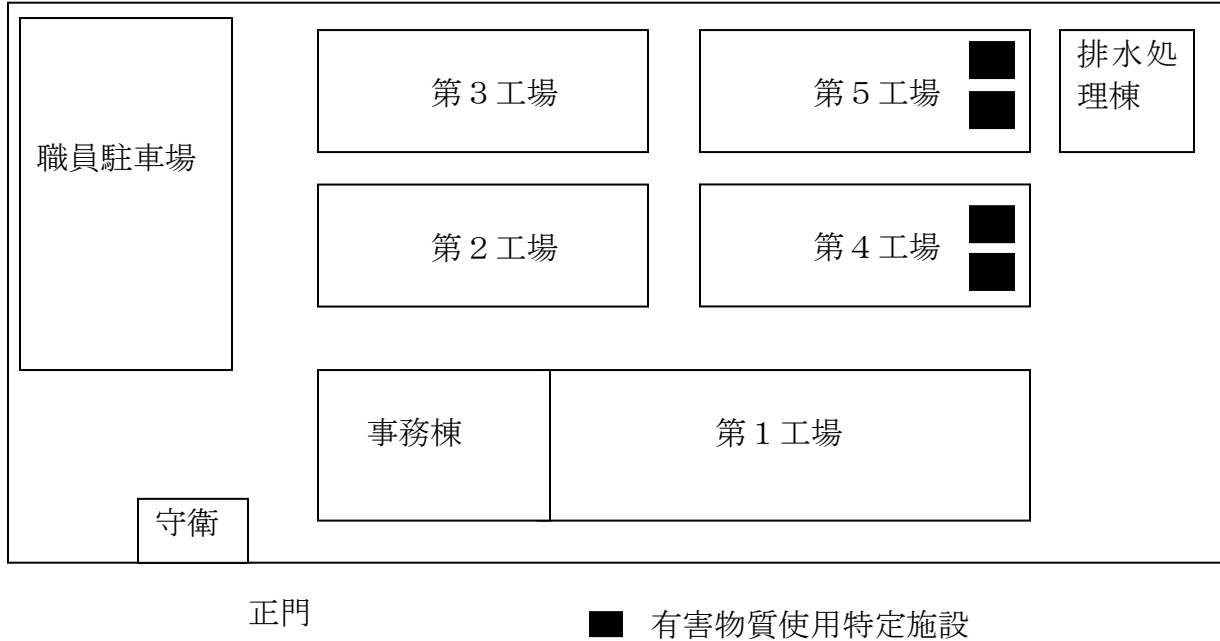


図4 有害物質使用特定施設の設置場所  
(有害物質使用特定施設を設置している土地(法第4条第1項)関係)



詳細図

第4工場1F



第4工場2F



第5工場1F



第5工場2F



※ A～Nの有害物質使用特定施設の種類は、別表のとおり



別表 有害物質使用特定施設の種類及び有害物質の種類(例)  
 (有害物質使用特定施設を設置している土地(法第4条第1項)関係)

所在地	位置	有害物質使用特定施設の種類	有害物質の種類
第4工場1F	A	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ひ素及びその化合物
第4工場1F	B	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ひ素及びその化合物
第4工場1F	C	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ほう素及びその化合物
第4工場2F	D	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	E	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	F	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	G	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	H	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	I	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第5工場1F	J	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	シアン化合物
第5工場1F	K	71の5 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる 洗浄施設	ジクロロメタン
第5工場1F	L	71の5 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる 蒸留施設	ジクロロメタン
第5工場2F	M	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第5工場2F	N	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物

## 土地利用履歴書（例）

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地及び〇〇番地における土地利用履歴

年月日	内容	備考
S元～S30	農用地として利用	
S30.4	金属製品製造業（〇〇株）稼働開始	メッキに六価クロム使用
S63.5.1	土地の一部にガソリンスタンドを設営	ガソリンにベンゼンや鉛が含まれる。
H4.11.1	ガソリンスタンドに自動洗車施設を導入	有害物質の使用なし
H5.12.6	当該土地と隣接する土地でトリクロロエチレン製造工場が稼働。	
H10.4.1	ガソリンスタンド閉鎖	
R2.4.1	金属製品製造業（〇〇株）閉鎖	
R2.12.2～	マンション建設予定	

チェック欄（当該土地周辺についても記入）

項 目	有	無
ガソリンスタンドの設置履歴	■	□
クリーニング店（取次所を除く）の設置履歴	□	■
その他工場・事業場の設置履歴	■	□
有の場合には、特定有害物質の使用、製造、保管、飛散、流出及び地下浸透の有無	■	□
廃棄物の不法投棄の履歴	□	■

（作成上の留意点）

**特定有害物質の使用、製造、保管、飛散、流出及び地下浸透の観点から、土地所有者等や近隣の住民等から可能な範囲で聴き取りを行い、記入してください。**  
 特定有害物質の一覧については、「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領（参考4）p.16のとおりです。  
 また、当該土地の周辺についても、同様の観点で記入してください。

※ 様式は定めていません。

## 工事工程表（例）

年月日	内容	備考
R3. 5. 2	既存施設の撤去	土地の形質の変更の着手日
R3. 5. 16	土壌掘削、盛土	
R4. 7. 15	土壌改良工事（基礎工事）開始	
R4. 9. 15	配管工事開始	
R5. 4. 2	マンション建設完成	

※1 様式は定めていません。

※2 内容については、詳細な記載は不要で、おおまかで結構です。